

組織的犯罪処罰の要件 についての日米比較

東京大学公共政策大学院法政策コース2年

加藤まり

51178002

組織的犯罪処罰の要件についての日米比較

公共政策大学院 2 年 加藤まり (51178002)

目次

はじめに.....	2
第 1 章 RICO 法.....	4
1.1 アメリカ RICO 法の概要と特徴.....	4
1.2 第 1962 条 処罰規定.....	5
1.3 第 1961 条 定義規定.....	7
1.3.1 団体(ENTERPRISE).....	7
1.3.2 ラケッティア活動の反復.....	8
1.4 小括.....	9
第 2 章 組織的犯罪処罰法.....	10
2.1 概要および立法経緯.....	10
2.2 第 2 条「団体」の定義.....	12
2.2.1 共同の目的を有する多数人の継続的結合体.....	12
2.2.2 RICO 法「団体」との類似.....	13
2.2.3 目的又は意思を実現する行為の組織による反復.....	14
2.2.4 RICO 法上の組織と反復.....	16
2.3 小括.....	18
2.4 第 3 条処罰規定.....	18
2.4.1 団体の活動.....	19
2.4.2 罪にあたる行為を実行するための組織.....	20
2.4.3 RICO 法における処罰規定との比較.....	20
2.5 小括.....	22
3. 総括.....	22

はじめに

平成 11 年（1999 年）に組織的犯罪対策関連三法が成立して約 20 年ほどが経過したが、その間我が国における犯罪情勢は大きく変化した。増加傾向にあった刑法犯全体の数も平成 14 年以降減少の一途を辿り、また、組織犯罪について見ても暴力団による犯罪やその構成員の数も大幅に減少し¹、暴力団の弱体化が言われるようになった。

そして、組織的犯罪対策関連三法のうちの一つである組織的な犯罪処罰および犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）の運用も立法当初の目的からは大きく変化したように見える。当時の審議録や立法趣意を見れば、組織的犯罪処罰法の最たる目的は、暴力団やテロ組織をはじめとした犯罪集団の摘発が目的であったが、この約 20 年の間に、それに限らず広く企業による詐欺等に対しても適用されるようになった。もっとも、こうした変化は驚くべきことではないように思える。というのも、組織的犯罪処罰法が参考とした²アメリカ合衆国の The Racketeering Influenced and Corrupt Organization Act 法（以下、RICO 法）も、立法当初はマフィア等による企業の乗っ取り等を防止することが目的であったが、後に企業等組織が起こした犯罪の処罰へとその中心が変貌した過程によく似ているからである³。

これらの二法の共通点は、団体を伴う犯罪の処罰であるが、あくまで個人の責任を追及するという部分にある。本法の条文名が組織犯罪処罰法ではなく組織「的」犯罪処罰法であることも、それを端的に表しているといえよう。日本法の場合は、規定された刑法上の犯罪が組織的に行われた場合にその刑を加重するという形で規定されている。似たように、RICO 法もあらかじめ前提犯罪とされる罪種を選択し、それらを組織的に行った場合には重い刑が課されるとしている。すると、ここで立ち上がるのは、そもそも組織的に罪を行うとはどういうことか、またなぜ組織を通じて犯罪を犯すことを重く処罰するのかという根源的な問いである。

そこで本稿は、組織的犯罪処罰法の要件を、RICO 法の判決と照らし合わせながら、その実質を明らかにすることを試みるものである。RICO 法は、日本に先駆けて 1970 年に成立し、以後今日にいたるまで、刑事・非刑事の双方で用いられてきた規定である。それゆえに判例も多く集積し、また、日本の組織的犯罪処罰法が成立して以降もいくつかの重要な判例が確定しているため、その比較は有用なものと思われる。

¹ 平成 29 年度版犯罪白書によると、この 10 年間に暴力団の構成員は半減し、平成 28 年には約 39,100 人となった。また、その構成員のうちの検挙人員についても、平成元年から 15 年までは約 30,000 人が例年検挙されていたが、それ以降減少が続き、平成 28 年には 20,050 人となった。

² 平成 11 年 7 月 6 日法務委員会松尾邦弘法務省刑事局長発言、平成 11 年 4 月 28 日法務委員会渥美東洋参考人発言など。

³ G.E.リンチ「RICO 法」警察学論集第 52 巻第 5 号 90 頁(1999)。

本稿では、はじめに日本ではあまり馴染みのないRICO法の概要と構造を説明し、また同様に組織的犯罪処罰法の概要と構造も説明する。続いて、組織的犯罪処罰法における組織に関わる部分、すなわち第2条の定義と第3条についてその要件を細かく検討し、また、対応するRICO法上の判示と比較し、その内実を探る。

なお、本稿では、組織的犯罪処罰法の実質を考えるために、第3条の適用例48件を検討した。本文中で参照する際は判例の通し番号を用いることとする。

通し番号	裁判年月日	掲載文献
1	東京高判平成14年1月16日	高刑集55巻1号1頁
2	東京地判平成15年9月5日	LEX/DB28095232
3	横浜地判平成15年9月17日	LEX/DB28095401
4	横浜地判平成15年11月13日	LEX/DB28095449
5	神戸地判平成16年10月21日	LEX/DB25410607
6	東京地判平成16年9月13日	LEX/DB28105177
7	横浜地判平成16年9月30日	判タ1170号139頁
8	東京高判平成16年12月1日	LEX/DB28105346
9	東京高判平成17年3月15日	高刑速平17号108頁
10	神戸地判平成17年3月30日	LEX/DB28105232
11	神戸地判平成17年6月27日	LEX/DB28105310
12	大阪地判平成17年6月27日	LEX/DB28105299
13	神戸地判平成18年6月16日	LEX/DB28115264
14	最決平成18年10月26日	刑集60巻8号537頁
15	大阪地判平成18年11月17日	LEX/DB28135065
16	東京地判平成19年1月23日	LEX/DB28145152
17	東京地判平成19年7月2日	LEX/DB28145210
18	千葉地判平成19年8月7日	LEX/DB28135483
19	東京高判平成20年7月3日	高刑速平20号109頁
20	神戸地判平成20年7月16日	LEX/DB25421293
21	東京高判平成21年10月20日	高刑集62巻4号1頁
22	東京高判平成22年11月17日	東高判時61巻1～12号287頁
23	大阪高判平成23年5月24日	LEX/DB25472706
24	神戸地判平成24年3月7日	LEX/DB25481178
25	福岡地判平成24年3月19日	LEX/DB25481183
26	横浜地判平成24年5月1日	LEX/DB25481289
27	千葉地判平成24年9月4日	LEX/DB25482766

28	東京地判平成 25 年 5 月 30 日	刑集 69 卷 6 号 731 頁
29	福岡地判平成 25 年 12 月 18 日	LEX/DB25503174
30	大阪地判平成 25 年 12 月 25 日	判タ 1427 号 236 頁
31	福岡地判平成 26 年 3 月 3 日	LEX/DB25503196
32	大阪地判平成 26 年 3 月 5 日	LEX/DB25503199
33	大阪地判平成 26 年 3 月 6 日	LEX/DB25503838
34	さいたま地判平成 26 年 3 月 26 日	LEX/DB25503842
35	前橋地判平成 26 年 5 月 22 日	LEX/DB25504101
36	神戸地尼崎支判平成 26 年 7 月 28 日	LEX/DB25504653
37	東京高判平成 26 年 12 月 17 日	刑集 69 卷 6 号 762 頁
38	さいたま地判平成 27 年 2 月 3 日	LEX/DB25505747
39	最判平成 27 年 9 月 15 日	刑集 69 卷 6 号 721 頁
40	東京高判平成 28 年 2 月 1 日	LEX/DB25542280
41	大阪高判平成 28 年 7 月 5 日	LEX/DB25543438
42	大阪高判平成 29 年 2 月 17 日	LEX/DB25545570
43	福岡地判平成 29 年 3 月 22 日	LEX/DB25545588
44	千葉地判平成 29 年 6 月 26 日	LEX/DB25546824
45	福岡地判平成 29 年 8 月 30 日	LEX/DB25546996
46	福岡地判平成 29 年 11 月 29 日	LEX/DB25549169
47	福岡地判平成 29 年 12 月 15 日	LEX/DB26449203
48	千葉地判平成 30 年 5 月 11 日	LEX/DB25560721

第 1 章 RICO 法

1.1 アメリカ RICO 法の概要と特徴

RICO 法は 1970 年に組織犯罪対策立法の一環として制定されたアメリカ合衆国連邦法であり、連邦法典 18 編の中の第 95 章と第 96 章の二つの章から成る。第 95 章は「ラケッティア活動⁴」と広く括られる犯罪の詳細を定めており、主に脅迫などを用いた商取引の交渉やその輸送、また資金洗浄などを禁止している。本稿で主に取り扱う第 96 章は、ラケッティア活動が組織を用いて行われた場合の処罰等を定めており、1962 条がその処罰規定を定めている。

RICO 法の本来の立法目的はマフィア、あるいはコーザ・ノストラとして知られる

⁴ ラケッティア活動 (racketeering activity) とは、「ゆすり」、「たかり」、「脅し」と訳されることもあるような、違法な手段による金銭の取得を指す。

犯罪組織への対策であった。1950年代から60年代にかけて犯罪組織が巨大化し、違法活動を通して巨額の富を抱えるようになり、またそれらの組織が政治や企業活動へ「侵入」するが懸念されるようになった。こうした動きに対して新たな捜査手法や手続法、また処罰規定が求められるようになった流れで RICO 法は成立したのである⁵。

RICO 法の特徴はまず第一に、団体そのものを解体し処罰することではなく、あくまで個人を処罰する点である。イデオロギーや宗教を基礎につながる集団の規制を行わずに、あくまで活動そのものに焦点をあてた処罰をすることを目標に策定された。それゆえ、さまざまな種の「団体(enterprise)⁶」が該当することとなった。この点が、後々に RICO 法が幅広く刑事・非刑事問わず用いられるようになった理由である。

第二に、RICO 法は前提犯罪(predicate act)を定め、これを反復(pattern)して行った場合に処罰するという形式になっている。この前提犯罪は 1961 条に列挙されており、殺人、誘拐、賭博、放火、強盗、賄賂、恐喝、横領など多岐にわたる。これらの行為を二つ以上行うことが「ラケッティア活動のパターン」を形成したと認められることが RICO 法の適用の一要件となっている。

第三の特徴としては、没収規定を含む厳しい罰則規定の存在である。1962 条に該当すると、20 年以下の懲役、25,000 ドル以下の罰金、没収または民事制裁が課される。RICO 法はその後マネーロンダリング処罰法等が規定されたことから適用が減るものの、こうした重い罰則の存在が検察官が未だ RICO 法を好んで用いる理由の一つであるという⁷。

そして、RICO 法は非刑事の適用(civil remedies)や被害者・証人の保護手段の強化、通信傍受など組織的犯罪に抵抗するための様々な新規定のパッケージとして作られた点にも言及する必要がある。RICO 法は、総合して組織的犯罪を訴追するための強力なツールとしてアメリカにもたらされ、その威力を発揮してきた。

1.2 第 1962 条 処罰規定

18USC § 1962 Prohibited Act 20 年以下の懲役、25000 ドル以下の罰金、没収 or 民事制裁
<1>団体(enterprise)が存在していること
<2>二つ以上の前提となる行為(predicate act)をしたこと
<3>前提行為がラケッティア活動の反復(pattern)を構成すること
<4>1962 条のいずれかの行為をしたこと

⁵ リンチ・前掲注 3、92-94 頁。

⁶ 実際には enterprise は「いかなる個人、パートナーシップ…を含む」とされているため、単独でも成立しうるが、本稿においてはその概念的意味を掴むため、そのおおよその要素を兼ねた団体という語を訳語として用いることとする。

⁷ リンチ・前掲注 3、104 頁。

- (a) ラケッティア活動の反復を通じて得た収入を使用または投資して、 団体への利益を獲得し、団体を設立、運営すること
- (b) ラケッティア活動の反復を通じて団体の利益を獲得し、 または支配を維持すること
- (c) ラケッティア活動の反復を通じて団体の業務を遂行し または業務に加担すること
- (d) 上記の規定のいずれかを共謀すること

RICO 法は、以上 4 つの要件を満たした場合に適用される。

このうち、1962 条においては、(a)項は反復的なラケッティア活動により得た資金による団体の乗っ取りや設立、(b)項は反復的なラケッティア活動自体による団体の乗っ取り、(c)項は反復的なラケッティア活動を通じた団体業務の運営の遂行の又は加担、(d)は上記いずれかの共謀をそれぞれ禁止している。

本法の当初の目的は犯罪集団たるマフィア等の犯罪収益を剥奪することであり、そのため、マフィア等による違法活動を用いた正式な団体への「侵入」を典型的に処罰を想定して (a)、(b)項のような処罰規定が設けられた。しかし、実際には(a)、(b)項が訴追において用いられることは稀であり、圧倒的多数を(c)項が占める。

(c) 項は「ラケッティア活動の反復を通じて団体の業務を遂行又は加担すること (to conduct or participate...in the conduct of such enterprise's affairs through a pattern of racketeering activity...)」を処罰するものであるが、これを確認すると(a)、(b)項の定める「侵入」の類型とは「団体」が用いられる文脈が異なることがわかる。(a)、(b)項では団体は違法に侵入される被害者であったが、(c)項における団体は個人が違法活動を行う手段 (vehicle)⁸である。すると、マフィア等の巨悪による運営に限らず、集団が組織化して違法活動をする場合に広く該当することとなる。RICO 法においては摘発を促すため私人間による非刑事の告訴が規定されていることもあって、次第に犯罪集団に限らず企業等の犯罪にまで適用が拡大することとなった⁹。

この(c)項の遂行(conduct)とはいったい何を表すのかについては連邦最高裁による重要な判示がある。Reves v. Ernst & Young 判決¹⁰(以下、Reves 判決) は、農業組合の監査を行った会計士が被告であったが、こうした団体の外部者が 1962 条に該当するのかが問題となった。連邦最高裁は、団体業務の運営を遂行したといえるには何らかの指揮の要素が必要であり、それは「運営又は管理 (operate or manage)」したといえるかというテストに該当するかで判定するとした。一方で、その主体は団体の内部の管理者に限られるものではなく、団体に関係する誰に対しても適用可能であり、団体の下位の従業員や、会計士や弁護士といった団体の外部者であっても該当しうるとも判示した。

また、そうした団体の外部者はどのようにして団体業務を「遂行」したといえるの

⁸ National Organization of Women v. Sheidler, 510 U.S. 249 (1994).

⁹ リンチ・前掲注 3、100-102 頁。

¹⁰ 507 U.S. 170(1993).

かについては、巡回区控訴裁判所の判決ではあるが、Handeen v. Lemaire 判決¹¹（以下、Lemaire 判決）が一定の基準を示している。Lemaire 判決は違法行為を行った息子のために両親が不当に損害賠償を避けるための手引きを行ったというものであるが、それについて弁護士が助言をしていたという事案である。この判決においては、通常の業務を超えて実質的に違法な業務の遂行の指揮をすれば、団体の外部の弁護士であっても RICO 法上の責任を負う、と示された。

さらに、United States v. Marino¹²（以下、Marino 事件）においては、ラケッティア活動の反復を「通じて (through)」行うとはどういう意味かが争われたが、判示の中では、たとえば団体の中での立場を利用したり、団体の資源や所有物・設備を用いることも、ラケッティア活動を通じた団体への関与だと述べた。

1.3 第 1961 条 定義規定

ここまで 1962 条の処罰規定そのものについて確認したが、それとは別に 1961 条において個別の用語の定義がされている。この定義が実際に 1962 条がどのように機能するかを明確にするため、確認は重要である。ここでは特に、4 項の団体(enterprise)と 5 項のラケッティア活動の反復(pattern)の意味を、判例とともに確認する。

1.3.1 団体(enterprise)

団体 (enterprise) の詳細については、「団体は、いかなる個人、パートナーシップ、会社、組合、他の法人、連合、また法人でなくとも事実上結合した個人の集団を含む」と規定されている。つまり、組織化されたあらゆる人間活動を許容しているという点が特徴である。このうち特に問題となるのは「事実上の結合体(association-in-fact)」の存在がどこまで拡張可能なのかという部分にあり、たびたび訴訟の争点となってきた。

この点に関して正面から向き合ったリーディング判決は、1981 年の United States v. Turkette¹³(以下、Turkette 判決)である。様々な犯罪を集団で行なったとして被告人は起訴されたが、(a)、(b)項における団体は侵入される被害者たる合法団体が想定されることから、(c)項においても違法な団体は除かれるのが争点になった。しかし、連邦最高裁は「事実上の結合体」とは一連の行為を行う同一目的のため集合した人の集団であるとし、違法な団体も RICO 法上の団体に含まれると判示した。

Turkette 判決の示した規範により詳細に答えたのが、Boyle v. Unites States¹⁴（以下、Boyle 判決）である。被告人 Boyle の所属する犯罪集団はその都度人員を補充するよう

¹¹ 112 F.3d 1339(8th Cir. 1997)

¹² 277 F. 3d 11(1st Cir. 2002)

¹³ 452 U.S. 576 (1981)

¹⁴ 556 U.S. 938 (2009)

な非公式なグループであり、リーダーやヒエラルキー、元となる計画などもない場当たりの非公式の集団であった。しかし、判決では、目的、関連者相互の関係性、目的追求に必要な持続性の三つが要件として揃えば事実上の結合体としての構造を成すとし、被告人が主張するようなヒエラルキーや命令系統、役割分担などの特徴を兼ね備えなくとも団体は成立すると判示した。

また、Cedric Kushner Promotions v. King¹⁵（以下、King 判決）では個人経営である会社の社長が被告となったが、これに対し裁判所は、人と会社は性質上異なるものであって、個人経営であるか否かを問わず RICO 法は適用されるとした。

さらに、団体の目的について、National Organization of Women v. Sheidler¹⁶（以下、National Organization of Women 判決）では、反中絶という政治主張の達成を目指す団体 PLAN が病院方などで暴力的なラケットティア行為を行なったとして訴訟が提起され、この PLAN の共同の目的が経済的利益の追求（profit-seeking motive）でないことが問題となった。これに対し連邦最高裁は、RICO 法 1962 条の処罰規定において、(a)(b)項はマフィア等が正式な企業に侵食するなど団体が被害者となる場合を想定しているが、(c)は性質が異なり、団体は違法活動の道具(vehicle)であると説明し、こうした団体の共通の目的とは経済的利益の獲得のみに限らないと判示した。

1.3.2 ラケットティア活動の反復

1961 条 5 項は、ラケットティア活動の反復と認めるには、前提行為たるラケットティア活動が 10 年以内に少なくとも 2 回遂行されることを必要とすると規定する。もっとも、「少なくとも」とあるように、単に 2 回ラケットティア活動が行われるだけでは反復しているとは言いがたく、この反復性の認定方法について争われることになった。

これに関して一般論を展開した H.J.Inc v. Northwestern Bell Telephone Co.¹⁷（以下、H.J.Inc 判決）を確認する。H.J.Inc 判決では、反復の要素は、継続性(continuity)と関係性(relationship)に二分されるとまず判示し、関係性についてはそのうち継続性については「同じ又は似た目的、結果、参加者、被害者、方法、そうでなくとも特徴を見受ける上で相互関係を有し、ここが独立していない行為を有するとき」という他の条文の規定と同様であるとした。一方、継続性については、スキームは不要であり、かつその立証方法については、Closed-ended と Open-ended という二種類の考え方を示した。Closed-ended とは、過去の相当期間における反復を立証する手法であり、また Open-ended とは、一定期間の反復に加えて犯行が継続する恐れ(a threat of continued racketeering activity)、もしくはその反復が定期的な業務の一部であると証明する手法であるとした。

¹⁵ 533 U.S. 158 (2001)

¹⁶ 前掲・注 8

¹⁷ 492 U.S. 229 (1989)

Closed-ended による証明の期間は、明確な基準があるものではないが、たとえば *Libertad v. Welch*¹⁸(以下、*Libertad* 判決)においては、1992 年から 1993 年にかけて 5 回というだけでは相当な期間において犯行が継続しているとは認められなかった¹⁹。一方、本件においては継続の恐れについての現実的な予測があるとして、Open-ended 手法での反復の立証が認められた²⁰。また、*H.J.Inc* 判決には Scalia 裁判官ら 3 人の補足意見がつけられており、まず Closed-ended を求めるとすれば、それほど長期間に渡らないラケットティア活動が捉えきれない危険性を指摘し、また、その適用について明確な範囲を示すことはできないと述べている。

いずれにせよ、RICO 法における反復の立証は、過去のかなり長期間にわたるか、もしくは将来の反復可能性が詳細かつ具体的に立証されることが求められている。

1.4 小括

以上の判例をまとめると、以下のようになる。

18USC § 1962 Prohibited Act
<p><1>団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 経済的動機は不要(<i>Nat'l Org' o Women</i>) ➤ 違法団体も該当(<i>Turkette</i>) ➤ 団体には構造が必要(<i>Boyle</i>) <ul style="list-style-type: none"> →目的、関連者相互の関係、目的追求に必要な持続性 →ヒエラルキーや役割分担は不要 ➤ 団体とは別に被告人たる「人」が必要だが、個人企業も団体に該当(<i>King</i>)
<2>二つ以上の前提となる行為
<3>パターン(反復性)

¹⁸ 854 F. Supp. 19 (D.P.R. 1993)

¹⁹ 他にも、*Coquina Investments v. TD Bank, N.A.*, 760 F.3d 1300, 1321 (11th Cir. 2014) (継続性は犯罪手口が 5 ヶ月継続するだけでは認められないとした)、*Jennings v. Auto Meter Prods., Inc.*, 495 F.3d 466, 472- 76 (7th Cir. 2007) (継続性は 10 ヶ月間に被害者が 1 人という状況では認められないとした)、*Jackson v. BellSouth Telecomm.*, 372 F.3d 1250, 1266 (11th Cir. 2004) (Closed-ended の継続性は一年未満のスキームだけでは満たされないとした)、*Vemco, Inc. v. Camardella*, 23 F.3d 129 (6th Cir. 1994) (複数の異なる詐欺の手口で 1 人の被害者を騙そうとするだけでは反復として認められないとした) など。

²⁰ the Organized Crime and Gang Section U.S. Department of Justice “Manual For Federal Prosecutors 6th edition”(2016) , 115 頁によると、裁判所は非刑事の RICO 法の告訴においては、刑事による立証よりもより厳しく反復要件の達成を求めているのではないかという指摘もある。

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係性要件と継続性要件(<i>H.J.Inc</i>) <ul style="list-style-type: none"> →Multiple Scheme は不要 →Closed-ended(一定の期間)と <u>Open-ended(おそれ)</u> →<i>Libertad</i>
<4>1962 条の行為に該当
(c) ラケッティア活動の反復を通じて団体の業務を遂行し または業務に加担
「遂行」 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 指揮の要素を必要とし、「運営または管理」したといえるかで判定(<i>Reves</i>) ➤ 団体の外部者や下位の従業員であっても該当しうる(<i>Reves</i>) ➤ 外部者も通常の業務を超え違法な指揮をすれば、遂行になる(<i>Lemaire</i>) 「通じて」 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 立場の利用、団体の用具の使用など(<i>Marino</i>)

ここまで、RICO 法における組織的犯罪の規定について確認した。その特徴として指摘できるのは、まず第一に RICO 法上の「団体」とはその語に収まり切らない非常に広範なものであるということである。「団体」は、定義規定においてかなり詳細に列挙されているものの、目的や違法性、指揮命令関係などは問題とせず、また最低限の団体の特徴を備えれば該当する「事実上の結合体」を含むため、想定されるあらゆる集団がこれに該当することとなった。

一方で、「反復」が認められる範囲は定義規定の定めよりも狭いようである。反復は関係性と継続性という団体の要件とも重なる 2 点を満たしたときに認められるとしたが、このうち継続性については、Closed-ended か Open-ended のどちらかを用いて具体的にその危険性を立証しなければならない。団体性の要件が広い分、反復性で絞りをかけることで組織的な犯罪として特に処罰すべきものへと対象を限定するような働きをなしているように見える。すると、RICO 法の団体においてとりわけその加重処罰を根拠づけるのは団体の反復性、とりわけそのうちの継続性にあるように思える。

第 2 章 組織的犯罪処罰法

2.1 概要および立法経緯

組織的な犯罪処罰および犯罪収益の規制等に関する法律（以下、組織的犯罪処罰法）は、平成 11 年 8 月 18 日に成立し、数回の改正を経て今日に至る。法律名のとおり、本法は組織的な犯罪と犯罪収益の獲得等を処罰し、またその犯罪収益を没収、追徴を可能とする法律となっている。しかしながら、本稿の主眼は組織的な犯罪の「組織性」の日米間の異同であるため、「団体」等の定義を取り扱う第 2 条と、組織的な犯罪を禁止し加重処罰する第

3条1項を中心に取り扱い、犯罪収益にかかる部分や没収追徴部分については深く立ち入った検討はしない。

我が国の刑法は、多くの国々と同様に、個人責任の原則に立つ。従来の刑法典は法益を害する個人に対する処罰を中心に構築され、集団による犯行は共犯概念によって包摂されるものであった。しかしながら、現代における犯罪の文脈は刑法典の誕生当時とは大きく異なる。産業の発展により経済活動が活発化し、それに伴い集団内部の命令系統や役割分担は洗練され、より効率的に目標達成するような組織形成が発達した。すると、結託し周到に犯罪を継続するような組織、とりわけ我が国においては暴力団による犯罪が社会問題化するようになった。そうした組織による犯罪の計画性や継続性に着目すれば、かつての個人に対する罪刑均衡と同様に捉えることはもはや難しい。一方、従来の日本における組織規制は、たとえば暴力団対策法や破壊活動防止法のように、団体そのものに着目し、それを規制する手法であった。しかしながら、こうした手法では名前や構成員を変え存続する団体や、また新たに勃興する犯罪集団への対処も難しい。こうした文脈の中で、犯罪が組織によって行われるという側面を切り取った処罰が求められるようになる²¹²²。

組織的犯罪処罰法の特徴として本稿がとりわけ注目するのは、こうした組織的な犯罪が刑を加重する形で規定されたことである。例えば、現行刑法 199 条殺人罪は懲役 5 年以上としているところ、組織的犯罪処罰法第 3 条 1 項 7 号は殺人の法定刑を 6 年以上の懲役²³としたり、刑法 246 条詐欺罪が 10 年以下の懲役となっているところ、組織的犯罪処罰法下では懲役 1 年以上となる。RICO 法と同様に、団体そのものを処罰するのではなく、あくまで一定の態様によって行われた個人の責任追及する立法となっており、団体規制の懸念を払拭するものである。

その加重の根拠については、組織によって行われる犯罪は「目的実現の可能性が著しく高く、また重大な結果を生じやすい、あるいは、ばく大な不正の利益が生ずることが多く、特に悪質であって、違法性が高い²⁴」といった特徴がある一方で、刑法上の法定刑では罪刑の均衡を捉えきれていなかったところ、こうした組織的犯罪特有の違法性に相応した刑を科する必要があることとされている。組織的犯罪処罰法の当初の主眼は暴力団などの犯罪組織への対処であり、それが企業処罰にも拡大したという流れであったことは冒頭でも述べた通りである。そして、暴力団であれ企業であれ、加重処罰の根拠が組織犯罪一般の違法性の高さから来るものであれば、これを重く処罰することも正当化されうると考える。また、組織的犯罪は計画や立案など犯罪の実行のうえでの冷静な計算が働くことがあ

²¹ 渥美東洋「組織による犯罪・組織犯罪対策法の提案」『組織・企業犯罪を考える』（中央大学出版部、1998）358-359 頁。

²² 渥美東洋「組織犯罪対策の基本視点」現代刑事法第 7 巻(1999)38 頁。

²³ 2004 年に刑法上の殺人罪の法定刑が 3 年以上から 5 年以上改められたのと連動し、組織的犯罪処罰法においても 5 年以上から 6 年以上に変更となった。

²⁴ 三浦守ほか『組織的犯罪対策関連三法の解説』（法曹会、2001）82 頁。

るからこそ、重い刑を科すことによる予防効果も期待される。

対象となる犯罪については、立法当初は常習賭博、賭博場開張等図利、殺人、逮捕及び監禁、強要、身代金目的略取等、信用毀損及び業務妨害、威力業務妨害、詐欺、恐喝、建造物等損壊の 11 の罪が典型的に組織的に実行されやすいとして選択された。その後改正を経て、封印等破棄、強制執行妨害目的財産損壊等、強制執行行為妨害等、強制執行関係売却妨害も追加され、合計で 15 の罪を加重処罰することとなった²⁵。

処罰規定を定める第 3 条によれば、こうした前提となる罪が、団体の活動として、罪を実行するための組織によって行われた場合に、処罰されるとしている。さらに、この第 3 条の用語を明確化するために、第 2 条において団体等の言葉の定義づけがなされている。こうしたサプリメントな条文の構成は RICO 法によく類似している。

以下では、第 3 条および第 2 条の構成要件の詳細を確認し、組織的に犯罪が行われることのどのような要素が違法性を高めるのかという疑問を明らかにすることを試みる。

2.2 第 2 条「団体」の定義

第 2 条は「団体」とは、「共同の目的を有する多数人の継続的結合体であって、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として活動する人の結合体をいう。）により反復して行われるもの」と定める。もっとも、第 2 条は、加重類型を定める第 3 条の内容をより明確化するための定義規定であり、第 2 条の団体に該当することがすぐさま加重処罰の対象となるのではない。第 2 条で団体というものの実態を広く捉え、第 3 条で「団体の活動」として「罪にあたる行為を実行するための組織」によって行われるという比較的狭い要件を課し、限定をかけているものと考えられる²⁶。

以下、前半の「共同の目的を有する多数人の継続的結合体」と、後半の「その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織により反復して行われるもの」に分けて詳細に検討する。

2.2.1 共同の目的を有する多数人の継続的結合体

「共同目的」とは「結合体の構成員が共通して有し、その達成又は保持のために構成員が結合している目的」であり、また、「その目的自体が必ずしも違法・不当なものであることを要しない」とされている。また、「継続的結合体」である必要があるため、集会などの一時的に集まっただけのものや、群衆のように共同目的もなく構成員同士が相互に結合していない場合には該当しないとされる。また、共同正犯の場合も単なる共謀関係だけで

²⁵ 平成 29 年度版犯罪白書によると、ここ十数年間は組織的犯罪処罰法違反の受理人員のうち犯罪収益にかかる罪を除けば、詐欺罪が圧倒的多数を占めている。

²⁶ 三浦・前掲注 24、70 頁

は継続性の要件は満たされないとされる²⁷。

共同目的について、国内判例を見る限りでは、暴力団事案を除く²⁸全てのものが、何らかの不法な手段（主に詐欺）で金銭的利益を得ること自体があえて団体の共同の目的であるとされている²⁹。しかし、団体の目的が金銭的利益獲得そのものではない場合もありえるだろうし、そして当然にこれらの団体は組織的犯罪処罰法の適用対象となるであろう。たとえば、政治主張や思想を通すことを目的とした政治団体やテロリズム集団、また、組織的犯罪処罰法が当初想定したオウムのような信者獲得・集団の拡大を目指す宗教法人、あるいは不正権益の拡大を目論む暴力団やいわゆる半グレ集団などがその例として考えられる。

【判例 29】は、オプションと呼ばれる金融商品の売買権を取引する会社が、その委託契約に関して預託金等の名目で詐欺を行ったという事案である。弁護士は上記会社の業務内容は適法であるから本条の共同の目的には該当しないと論じたが、「組織的に犯罪が行われることにより、その目的実現の可能性が高く、重大な結果が生じやすい点については、当該団体が有する目的が違法、不当なものであるか否かで差異はないから、同法 2 条 1 項の『共同の目的』とは、結合体の構成員が共通して有し、その達成又は保持のために構成員が結合している目的をいい、その目的自体が必ずしも違法、不当なものであることを要しないと解すべきである。そうすると、本件において、（本件株式会社の）従業員らが、少なくとも、オプション取引の手数料収入により利益を得ることを共通の目的として有していたことは証拠上明らかであるから、（本件株式会社が）同法 2 条 1 項の「共同の目的」を有する組織であったと認められる」と判示した。そもそも組織的犯罪処罰法は団体自体の処罰ではなく、団体に該当するものが加重して処罰すべき態様で罪を犯した際に適用されるというコンセプトの法律である。処罰規定である第 3 条が狭く限定をかけていることとの関係で、第 2 条における団体の該当性は、その目的や関係性についてもかなり広く捉えられると考えられる。よって、判決が示す理由づけや結論は正しいものと思われる。

2.2.2 RICO 法「団体」との類似

面白いことに、こうした組織的犯罪処罰法の団体の限定の方法は、組織的犯罪処罰法が成立して以後の 2009 年 Boyle 判決が近時示した団体の構造の立証要件と非常に近い。Boyle 判決では、目的、関係性、そして継続性の三つが必要であると述べ、また特に関連性については、その辞書的意味から人間同士の繋がりと、共通の利益が必要であると述べた。こうした団体の要素は、組織的犯罪処罰法の「共通の目的を有する多数人の継続的結合体」という文言と合致し、よって RICO 法上の団体と組織的犯罪処罰法の団体は、単に団

²⁷ 三浦・前掲注 24、68 頁

²⁸ 暴力団事案については、判決において細かな共同の目的や組織構造についての認定はなされず。これは、暴対法がすでに団体を確定していることなどが理由であろう。

²⁹ 【判例 1、2、3、4、7、12、16、17、18、20、22、24、25、26、27、28、29、30、31、33、36、37、38、39、41、45、48】など。

体というだけならば相互に同様の特徴を備えたものであると考えられる。

一方で、RICO 法上の団体は「多数人」でなくとも該当することに注意したい。King 判決においては単独オーナーのみによって運営されていても団体となりうることを示しており、また団体の定義規定も個人(individual)が該当しうることを認めている。

共同の目的に関しては、National Organization of Women 判決における団体の性質の議論は、組織的犯罪処罰法のイメージと重なる部分が多い。組織的犯罪処罰法においても第 9 条で「不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為」が処罰されるが、これが RICO 法でいう(a)(b)項に相当するものであると考えられる。組織犯罪処罰法第 9 条でいう被害者たる「法人³⁰」と、第 3 条にいう加害者たる「団体」は異なるものであることは明白である。RICO 法が制定当時の目論見とは異なる運用のされ方をした反省が語句の使い分けに結びついたのであるか³¹。

また、Turkette 判決では、RICO 法上の団体は違法なものも含むかということが争点となり、組織的処罰法では、反対に合法の団体が含まれるかということが問題となった点で一見異なるように見える。もっとも、Turkette 判決の問題は RICO 法の条文上の用語の用いられ方の違いにより発生したもので、両者の違いは単に表面的だといえよう。

以上のことから、組織的犯罪処罰法の団体の定義の一部である「共同の目的を有する多数人の継続的結合体」とは、RICO 法上の団体として判例法理が生み出してきたものと極めて類似していると思われる。

2.2.3 目的又は意思を実現する行為の組織による反復

一方、組織的犯罪処罰法の団体の定義は未だ後半部分を残している。「その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織により反復して行われるもの」とは、「組織に属する複数の自然人が指揮命令関係に基づいてそれぞれあらかじめ定められた役割分担に従い一体として行動するという形態で反復して行われるという性質を有しているもの」とされる³²。

このうち「組織」という語は、「指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として活動する人の結合体」と示されている。結合体である以上、複数人が所属していることと、一定程度の継続性が求められる。一方で、「『組織』は『団体』とは異なり、臨時的なものでもよく、かつ、構成員の交代によってもその同一性が保持されるという意味での独立性までは必要としない」とされ、会社の部や課、また殺人を請け負った暴力団における暗殺チーム等がこれに当たるとしている³³。また、指揮

³⁰ 法人又は法人ではない社団若しくは財団をいう。

³¹ 「団体」概念の方が「法人」よりも広いため、すると第 9 条の被害者はかなり限定されることとなるが、本稿では深く検討しない。

³² 三浦・前掲注 24、69 頁。

³³ 三浦・前掲注 24、69 頁。

命令関係や事前に定められた任務分担に従うことも要件とされているので、「観劇、旅行等を行うことを目的とするいわゆる同好会は…該当しない」とされる³⁴。つまり、組織とは団体そのものとは別個の観点から、実行犯的に活動を行う集団を捉える機能となっている。判例を見ても、具体例の通り暴力団の中の実行犯グループや、会社の中の部などがこの組織としてあげられている。【判例 43、46、47】は一連の殺人事件の異なる被告人に対する判決であるが、暴力団という結合体における総裁の指揮命令に基づいてあらかじめ任務分担がされた組織が指摘されている。また、【判例 39】はリゾートマンションの会員権をめぐる詐欺事案であるが、会社という結合体の営業部という組織が指摘されている。

また、「組織」は必ずしも「共通目的を有する多数人の継続的結合体」に内包される必要もなく、従って組織の構成員が結合体の構成員である必要もない。【判例 42】は、霊感商法を行い金銭を騙し取る宗教法人の詐欺事案であるが、被告人は本件詐欺の重要な役割を果たしたものの、宗教法人の構成員ではないことが争点となった。これに対して、高裁は、「所論は、団体の構成員ではない被告人を、組織犯罪処罰法 3 条 1 項が定める組織的な犯罪である本件各犯行の共同正犯と認めることはできないというが、組織的な犯罪の主体は団体の構成員に限られないと解されるから、被告人が団体の構成員ではないという所論の前提に立ったとしても、上記のとおり正犯としての積極的な関与や意思が認められる被告人には、本件各犯行の共同正犯としての罪責を問い得る」と判示した。結局のところ共犯関係で処罰が可能であるため、構成員の所属は問題とならないようである。

一方、「反復」については、「過去においてその活動の全部又は一部が組織により反復して行われ、あるいは将来において反復して行われることが予定されているものをいう³⁵」と解説されるが、その程度等に関する細かな解釈や説明は記載されていない。そもそも、反復される「目的又は意思を実現する行為の全部又は一部」とは、例えば詐欺による利得を得ることなど違法活動が目的の場合にはさておき、共通の目的が企業活動など正当な場合には、一体なにを活動と捉えるべきなのか曖昧のように思える。もっとも、判例のほとんどは共通の目的自体を違法活動そのものと捉えるため、こうした齟齬は起きていない。よって、以下では違法活動が組織により反復されている場合の判例を確認する。

過去の一定期間において違法活動が反復して行われた場合として、たとえば高額布団の訪問販売に対して組織的詐欺を適用した【判例 48】では、平成 25 年 4 月 2 日から平成 27 年 7 月 16 日という 3 ヶ月ほどの間に少なくとも 31 回の詐欺の着手があったことを認めている。また、架空の開発計画に関する権利等の販売に関する詐欺事案である【判例 33】では、平成 23 年 4 月 7 日から同月 28 日ほどの約三週間間に水源地の譲渡担保権と称して 3 回、同年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間、架空の社員権と称して 65 回にわたり詐欺の実行に着手している。このように、犯罪の手口ごとに、一定の期間において反復を繰り返すことが立証として求められているようである。また、反復の回数が少

³⁴ 三浦・前掲注 24、69 頁。

³⁵ 三浦・前掲注 24、69 頁。

ない場合にも組織的詐欺罪が適用されているケースも存在する。例えば【判決 36】では、株式会社及び税理士法人である団体が、顧客である中小企業経営者の依頼により、債務超過を隠した確定申告書等を偽造し、銀行から無担保融資として金銭を騙し取ってその一部を報酬として受けたという事案であるが、似た手口ではあるものの、その期間と回数は平成 15 年 11 月 20 日から平成 16 年 4 月 15 日の間に 4 回のみとなっている。

なお、もう一つの反復の種類である「将来において反復して行われることが予定されているもの」として認められたものは、詐欺事案においては散見する限り見当たらない。一方、直接判示されているのではないが、暴力団などが行う組織的な殺人や逮捕監禁など同じ手口で繰り返すことが難しい行為まで反復性が認められるのは、将来の反復可能性が想定されているのであろう。暴力団の目的が不正権益の拡大という程度まで抽象化されるのならば、その実現のための行為は、殺人や逮捕監禁、詐欺といった類型を問わず広く不正権益の拡大のための行為であるとして集約され、その程度で繰り返されることが予想される。もっとも、判決はこうした将来の反復の可能性について細かな認定は行なっておらず、基準等も示していない。

2.2.4 RICO 法上の組織と反復

まず「組織」に関していえば、RICO 法では団体とは異なる「組織」の存在に直接相当するものはない。むしろ、Boyle 判決においてヒエラルキーや命令系統、役割分担などといった特徴は団体には不要であるとした判示とは、真っ向から対立するように見える。そもそも RICO 法は団体については包括的な広い規定を敷き、組織による限定をかけておらず、それゆえ様々な形態の団体に対して適用することができている。すると、それこそ Boyle 事案のように、メンバーも臨時で、指揮命令関係や役割分担がなく、計画もない緩やかにまとまった犯罪集団に対して組織的犯罪処罰法を適用することは難しいように思える。

たしかに、指揮の要素を含む団体は、より周到で計画的になり、組織的な犯罪が有害となる理由を作り出すからこそ、こうした組織性により限定をかけて加重に処罰することは価値があるだろう。組織犯罪処罰法上の団体要件にあえて組織性を要求する理由を「構成員に対する関係では、共同目的による統制に加えて、組織の指揮命令関係による強い内部統制を及ぼすことができ、また、その活動の反復・継続性という点でも、より反復・継続した活動を行いやすい」ことや、「目的実現の確実性が高く、重大な被害や莫大な不正の利益を生ずる蓋然性も高い」といったことにあるとする解説³⁶がそれを端的に表している。しかし、Boyle 事件のような団体は行き当たりばったりで計画性が低いものの、反復して犯罪に及び、また犯行目的を達成し被害を生み出している。こうした事案に組織的犯罪処罰法を当てはめないことは、あくまで原則たる個人と共犯関係者という枠組みでその罪を問えばいいという政策的判断があるのであろう。すると、RICO 法との比較においては組織性という

³⁶ 三浦・前掲注 24、70 頁。

概念はその加重処罰の根拠の重要な部分を占めるように思える。

RICO 法中にあえて指揮の要素を指摘するのならば、1962 条(c)において「団体の業務を遂行、または参加」したというためには、「運営または管理(manage or operate)」したといえるかが求められる部分と類似していることがあげられるだろう。組織犯罪が強く処罰される理由は、組織は一般的に上下関係といった構造を持ち、それゆえ目的達成能力が高く、また被害も大きなものになりやすい点にあるとすると、団体を用いたと言うにふさわしい程度での関与をした者のみを強く処罰する必要があることも頷ける。その点においては、組織的犯罪処罰法が組織に指揮命令関係や役割を求め、加重処罰を正当化したことと類似していると考えられる。しかし、これは団体性の要件ではなく、実行行為に関する部分であることには注意したい。この点の詳細については、第 3 条の「団体の活動」および「罪にあたる行為を実行する組織」にて詳細に検討したい。

一方、「反復」についての対応は大きく分かれるように思える³⁷。RICO 法はラケットティアリング活動の反復を要求し、その内容は H.J.Inc で明らかにされたが、こうした詳細な要件に比べれば組織犯罪処罰法における反復性の限定はもはや便宜的なものに思える。たとえば前出【判例 33】では、約三週間間に 3 回、それから約 1 ヶ月の間において、65 回にわたる多数の詐欺行為があったが、もしその間の休止期間 1 ヶ月のタイミングで摘発されたとすれば、Libertad 判決等で示された RICO 法の大体の相場感では継続性は認められず従って反復しているとはいえないだろう。また、【判例 36】でも、約 5 ヶ月の間に 4 回の詐欺の実行があったが、これにも同様のことが言えそうである。将来の反復可能性についてもその現実性について細かな立証は求められておらず、組織犯罪処罰法においては、複数回の違法活動があれば、反復性の要件は容易に満たされるといえよう。

すると、RICO 法においては、反復それ自体が組織的犯罪を重く処罰する根拠となっているように思える。応報という観点からは、反復を繰り返すほど被害は深刻かつ甚大なものになるので重く処罰するというのは当然のことに思える。また、RICO 法では団体に関して厳しい限定が求められていないからこそ、反復性においてその悪性の実態を明らかにする必要があったのであろう。

ところで、RICO 法は非刑事規定があるからこそ、日本ではなかなか想定しづらい団体まで RICO 法のもと告訴されるといった場合がある。たとえば上記 Lemaire 判決では、家族とそれに助言する弁護士に対して訴訟が提起された。たしかに、団体が広範の概念を含み、かつ家族であっても役割分担を持った組織たりうることを考えれば、該当しうるのかもしれないが、暴力団や詐欺組織などとはその目標実現性や想定される計画性、危険性も大き

³⁷ 「反復」の比較について、組織的犯罪処罰法が(「違法・合法を問わない)目的達成のための行為」の反復を、RICO 法は「違法行為たるラケットティア活動」の反復を求めているが、実際には前記の通り組織的犯罪処罰法の対象となる事案のほとんどが違法活動そのものを目的としていると認定されているため、実質的な差異はないように思われる。

く異なるため、組織的犯罪として処罰することは正当化しづらいように思える。この点については、2.4.3でもあらためて触れることにする。

2.3 小括

組織的犯罪処罰法と RICO 法をその団体の要件について比較すると、まず結合体の構造については極めて類似した特徴を備えることを要求している。これは、Boyle 判決が組織的犯罪処罰法制定の 10 年後に出された判決であることを踏まえると興味深い。結合体とは、目的、関係性、そして継続性を兼ね備えるものであることが日米両国で求められている。

一方で、そうした広範な結合体概念の限定に関しては違う手法がとられている。組織的犯罪処罰法は組織性として指揮命令系統の存在を求める。一方、RICO 法においては、反復という事実上の違法行為の継続性を厳しく捉えることで、処罰対象に限定を図っているといえそうである。着目する点が異なるものの、どちらも組織的な犯罪の違法性の根拠を明らかにするための重要な限定である。

2.4 第 3 条処罰規定

再び、組織的犯罪処罰法の規定に戻る。第 2 条の定義とは別に、第 3 条では、列挙された刑法上処罰される行為が「団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたとき」には、当該行為をしたものは加重に処罰されると定めている。加重の根拠としては、組織的犯罪は「目的実現の可能性が著しく高く、また重大な結果を生じやすい、あるいは莫大な不正の利益が生ずることが多く、特に悪質であって、違法性が高いと考えられる」からであるとされている³⁸。

もっとも、組織的犯罪処罰法の法益は個別の犯罪の保護法益そのものである。【判例 9】は罪数について、「組織的犯罪処罰法は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、犯罪による収益がこの種の犯罪を助長すること等にかんがみ、組織的に行われた犯罪行為に対する処罰を強化したものであり、組織的犯罪処罰法 3 条 1 項 9 号は、詐欺罪についてその趣旨の加重類型を設けたものである。その保護法益は、通常の詐欺罪と異なるところはなく、通常の詐欺行為により侵害される各被害者の法益を二次的、副次的なものとしたものではない。組織的犯罪処罰法 3 条 1 項の規定振りに照らして集合犯とする趣旨とも解されない。そうであれば、罪数については、通常の詐欺罪と同様に判断すれば足りる」と判示した。これについては、散々述べられてきたように、本法が組織自体の処罰ではなく、あくまで個人の行為の責任を問う形で規定されていることから考えれば当然のこのように思える。

³⁸ 三浦・前掲注 24、82 頁。

2.4.1 団体の活動

団体の活動と認定されるためには、意思決定に基づく行為であることと、利益の帰属が必要であるとされる。このうち、意思決定については、「必ずしも会議体による意思決定が行われていなくても足り、その団体の通常的意思決定の手続きに沿ったものである限り、暴力団の組長やいわゆるワンマン的な立場にある会社社長による単独の意思決定が、団体の意思決定となることもあり得」とされ、また積極的な決定手続きでなくとも、「意思決定機関において黙認されていた場合も含まれる」とされる³⁹。そして、利益については、「法律上の効果・利益には限られず、広く事実上の効果・利益をも含む」とされる。そして、その利益の帰属先が団体であることも要件であるが、一見団体のリーダー個人に帰属するように見えても、「それらの者のもとに利益が集約された後、団体の構成員らに一定割合で分配され、結果的に当該構成員らが利益を習得している場合など」にも認められる⁴⁰。

その具体例としては【判例 21】があげられる。本件は、被告人はパチスロ店の店舗責任者であるが、従業員やサクラ役等を雇い、賭博場を開店していたものが組織的常習賭博罪とされた事案である。その収益が団体に帰属するかについて、判決は、「被告人は、日々の営業終了後に店舗責任者であるAから当日の売上げの報告を受けるとともに、売上金を手渡され、その中から、従業員らの給料、日当や経費等を支払っていたことが認められる。利益の多くを最終的に被告人が取得しているが、他の団体構成員も、給与、日当の名目で一定の分配の定めに従い利益を取得していることからすれば、本件賭博行為による利益は団体に帰属したと認めるのが相当である。すなわち、組織的犯罪処罰法3条1項柱書の『利益が当該団体に帰属する』の点は『団体の活動』を規定する要件の一つであるが、同条項を設けて一定の組織的犯罪について特に加重処罰することとした法の趣旨にかんがみると、その意義について実質的に理解すべきであり、民事法上の利益の帰属とは必ずしも一致しない場合もあるものと考えられる。…いったん被告人のもとに売上げが集約された後、団体構成員である従業員らに一定の分配の定めにより利益が配分され、結果的には従業員らが利益を取得していると認められるから、このような実態にかんがみると、本件常習賭博行為による利益は団体であるXに帰属したものとみることができる」と述べた。

収益性に着目して団体の活動とみなすことは、犯罪によって得た金銭がその団体の維持に用いられ、また新たな犯罪を産むという循環に着目したものであろう。犯罪と団体との関係が金銭により強化されることは、組織的に行われた犯罪であるというための重要な処罰の根拠となる。

³⁹ 三浦・前掲注24、87頁。

⁴⁰ 三浦・前掲注24、87頁。

2.4.2 罪にあたる行為を実行するための組織

当該罪に当たる行為を実行するための組織とは、「当該行為を実行するという目的が構成員の結合関係の根拠となっている組織」を指す。その目的遂行のために結成された組織がこれの典型であるが、それに限られず、「既存の組織であっても、それがあつて罪に該当する行為を実行する組織として転用された場合」はこれにあつるとされる⁴¹。

【判例 39】は、会員制のリゾートクラブの会員権販売を行う株式会社が債務超過にあり払戻しに応じる意思も能力もないのに預託金等が返還可能であるよう誤信させ振込を得たという事案だが、実質的オーナーと営業部門統括者、他の役員等は詐欺の認識を持っていた一方で、末端の営業員等はその事実を知らなかったことが争点となった。これに対し最高裁は、まず組織の該当性として、被告人等が集めた預託金等を変換する能力がないことを認識して以降、営業部門の活動は「客観的にはすべて『人を欺いて財物を交付』させる行為に当たることとなるから、そのような行為を実行することを目的として成り立っている上記組織は、『詐欺罪に当たる行為を実行するための組織』に当たることになったというべきである」として、組織が転化したことを認めた⁴²。そしてさらに、詐欺の故意が認められない者が組織の構成員であることに対して、「組織の中に詐欺行為に加担している認識のない営業員や電話勧誘員がいたからといって、別異に解すべき理由はない」と述べた。組織的犯罪が加重して処罰される理由は、組織が用いられることによって被害等が複雑・深刻化することが理由であると考えられる。結合体の中に情を知らない者がいたとしても組織の一体性は保たれる⁴³のであり、その組織を用いて犯罪主体が罪となる行為を実行すれば適用されるという判断は正当であるように思える。

もっとも、なにをもって転化したといえるかについては詳細が明らかになっていない。【判例 48】は布団の訪問販売会社が口八丁な販売手法を行なったことが詐欺に該当するとされた事案であるが、量刑理由をみると「本件犯行は、会社ぐるみでの営業活動手法に行過ぎた問題のあつた事案として捉えるのが相当であり、上記のとおり悪質な手口ではあるものの、架空投資詐欺のような極めて悪質性の高い組織的詐欺事案とは一線を画すべきである。」としているが、その行過ぎの線引きは明らかになっていない。結局のところ、なにをもってして企業といった団体が「罪にあたる行為を実行するための組織」へと変容するののかの實質はさらなる判断の集積が待たれるといえよう。

2.4.3 RICO 法における処罰規定との比較

RICO 法の処罰規定においては、利益の帰属そのものは要件ではない。RICO 法に

⁴¹ 三浦・前掲注 24、88 頁。

⁴² 伊藤雅人「判解」法曹時報 68 卷 8 号 212 頁（法曹会、2015）。

⁴³ 伊藤・前掲注 42、212 頁。

においては King 判決のような個人と同視できうるような企業や、そもそも個人 (individual) ですら該当するため、個人に帰属しているのか団体に帰属しているのかの線引きは曖昧になる場合があると考えられる。また、政治団体など利益を観念しづらい団体も含まれることもあり、利益自体を団体活動の裏付けとすることは、諸々の規定と合致せず、採用されていない。たとえば National Organization of Women 判決では、反中絶団体が病院の閉鎖などを行なったが、果たしてこの場合の利益・効果とは一体なんであり、またそれが誰に帰属するのかはわかりづらい。そうした理由から、RICO 法が利益帰属を求めないことも頷ける。

団体の意思決定と並行した話では、RICO 法において団体に関与したといえるためには、処罰対象者が団体を「運営または管理」と呼べる程度に団体の業務遂行に関わる必要がある (Reves 判決)。これは意思決定を行う団体の中核そのものが違法性を帯びていることを求めるという点において共通している。また、Reves 判決は同時に、RICO 法の適用は団体の管理権を持つような上位者のみに限定されず、団体の会社や下位の従業員でも該当するというを示した。これを組織的犯罪処罰法と比較すると、両者ともに、たとえば団体の実質的なリーダーの下のも、違法行為の遂行に加担した場合には適用されうるという点で一致する。特殊詐欺における受け子や出し子、または暴力団による殺人の「鉄砲玉」と呼ばれるような実行犯など、組織的な犯罪がその上下関係を用いて集団内で立場の低い下部の者に危険で責任の重い行為を実行させる実態があることを考えれば、こうした実行犯への厳しい処罰はなり手を減少させる予防効果もあり、有用である。もっとも、組織を認定し共犯関係を肯定することで、その団体を指揮した人物に重い刑を背負わせることが同時に欠かせないことは明白である。

また、RICO 法では前提たるラケットティア活動と団体の結びつき (through) には、たとえば立場の利用や資源など用具の活用がある場合に満たされると Marino 判決は判示した。「団体の活動」という要件が団体と犯罪行為の結びつきを証明するために用いられているのならば、Marino 判決と並行して考えることも可能であろう。一方で、Marino 判決は巡回区控訴裁判所の判決であり、「通じて」部分に関する連邦最高裁の判決は見当たらない。今後の展開によって、団体と犯罪がどのような結びつくことが違法であるのかの詳細がわかることをきたい。

【判例 42】では、宗教法人の構成員以外も詐欺の重要部分に関わったとして処罰された。RICO 法でも同様に、助言した弁護士や会計士も、通常の業務を超えて違法な指揮命令をすれば、処罰されうるとされた (Reves, Lemaire 判決)。とりわけ弁護士や会計士といった専門家の発言力は強く、たとえ団体の本来の構成者ではなくとも、団体の意思決定に強い影響を及ぼし、また専門知識によって組織の目標達成を容易とすることが考えられる。こうした者たちを組織の中に組み込んで処罰することは、極めて重要に思える。

ところで、リゾートクラブ事件は、団体が集合したもともとの共通の目的が転化した場合であっても「罪にあたる行為をする組織」に当たると認めた。すると、たとえば Lemaire 事件のような家族といった集団、たとえば家族が一体となって詐欺を行う場合であ

っても、詐欺行為等をする組織的構造を兼ね備えれば理論上適用できてしまうことにならないか。しかし、本来組織的犯罪処罰法が想定していたのは暴力団やカルト集団、また組織的詐欺については大規模で被害者も広範にわたる詐欺グループである。それらと比較すれば、被害の程度は明らかに低く、組織性に着目した処罰が必要とは考えられないだろう。

2.5 小括

組織的犯罪処罰法では、利益の帰属と団体の意思決定の2点が「団体の活動」といえるために必要であるとした。この要件は、実質的には犯罪と団体が密接に結びつき、団体が行なったと言えるがために組織的であるとして加重に処罰することを正当化する機能を果たす。一方、RICO法1962条(c)項は団体が「手段」であるためこうした関連の証明は求められておらず、下級審判例において「通じて(through)」が争われたものがあるのみである。

これに加えて、「罪にあたる行為を実行する組織」が組織的犯罪処罰法で果たす役割は大きい。あらゆる組織を含むのではなく、正当な組織からの転化を含むが、あくまで犯罪目的のため組織されたものに限定することで、処罰の範囲を狭めている。この点、RICO法はそもそも「組織」を持たないが、特に団体の外部者が関わる場合は、それが違法な犯罪実行の指揮であることを要するという点で類似している。

組織的犯罪処罰法の要件は、「組織が犯罪を犯す」という本法の根本的な態様を一定の角度から捉え、要件として抽象化する機能を果たす。一方、RICO法では処罰される態様自体を「遂行」という曖昧な言葉で規定し、それが法令の解釈によって狭められることでその役割を果たしている。組織的な犯罪の悪性を捉えるには、やや機能として不十分であるが、こうした点に関してはRICO法のやや過度に多様な運用に対して連邦最高裁は立法判断を待つという言及をしている⁴⁴。

3. 総括

本稿では、組織的に行われる犯罪の処罰の本質を考えるため、組織的犯罪処罰法の各要件とRICO法の判示を照らし合わせながら検討してきた。第1章ではRICO法の概要とそれを形作る重要判例を確認し、第2条では組織的犯罪処罰法の概要をまず述べたのちに、第2条の定義と第3条についてその要件を判例や解説とともに検討し、RICO法の判示と比較することでその特徴をあぶり出そうと試みた。

団体そのものの要件について比較すると、まず結合体としての構造については目的、

⁴⁴ たとえばH.J.Inc判決では、RICO法の適用について正確な範囲を示すことは当裁判所にはできず、問題は立法に委ねられるべきであるが、議会が再審理することはいまのとくろないだろう、と述べている。

関連性、継続性という類似した特徴を備えることがわかった。一方で、組織的犯罪処罰法は「組織性」、すなわち指揮命令や役割分担など緻密に相互に連動し目的を達成しようとする点に着目してその違法性を説明し、処罰の果汁を説明づける。一方で、RICO法は反復という実際に起きた、あるいは今後おきる恐れのある被害そのものの甚大さを根拠に重く処罰するものであった。

そして、組織的に犯罪が行われるということはいったいどういった態様かについて、組織的犯罪処罰法は、利益の帰属先や意思決定など、組織的犯罪が巧妙でかつ継続的に行われるという特殊性から切り取った定義を行なっている。RICOが用いられる文脈が立法当初と比べれば大きく変わったことから、この点において素直な比較が一概に正しいとはいえないが、組織の中核なる意思決定、あるいは指揮・管理の要素がどちらも含まれているという点については共通するといえよう。

組織的に行われた犯罪を処罰することは、社会情勢の変化による要請であり、また応報・予防どちらの観点からも求められる機能であったといえる。組織的犯罪では、従来の個人の行為にのみ着目した罪刑均衡では捉えきれない違法性を抜き出し、それに応じて加重に処罰することを正当化する必要があった。社会の変容とともに、団体やその行為態様もますます多様化するであろう組織的犯罪を、両国の法律がどのように対処し、かつ限界をどこに線引くのかについては、今後の両国の議論の集積を待ちたいと考える。